

平成22年2月24日開会

平成22年3月19日閉会

平成22年

# 第1回定例会会議録

(第4日 3月19日)

小豆島町議会

平成22年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第4号）

平成22年3月19日（金）午前9時30分開議

- 第1 議案第5号及び議案第11号に対する総務常任委員会審査報告
- 第2 議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第21号及び議案第22号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第3 議案第8号、議案第19号及び議案第20号に対する建設経済常任委員会審査報告
- 第4 議案第23号． 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
(町長提出)
- 第5 議案第24号． 防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事請負契約の変更契約の締結について  
(町長提出)
- 第6 議案第25号． 小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第7 議案第26号． 小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第8 議案第27号． 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第9 議案第28号． 小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第10 議案第29号． 平成21年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）（町長提出）
- 第11 議案第30号． 平成21年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
(町長提出)
- 第12 議案第31号． 平成21年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）  
(町長提出)
- 第13 議案第32号． 平成21年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）  
(町長提出)

- 第14 議案第33号 . 平成21年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第1号) (町長提出)
- 第15 議案第34号 . 平成21年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)  
(町長提出)
- 第16 議案第35号 . 平成21年度小豆島町水道事業会計補正予算(第2号)  
(町長提出)
- 第17 議案第36号 . 平成21年度小豆島町病院事業会計補正予算(第3号)  
(町長提出)
- 第18 発議第1号 . 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について  
(議員提出)
- 第19 発議第2号 . 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書 (議員提出)
- 第20 発議第3号 . 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書  
(議員提出)
- 第21 発議第4号 . 選択的夫婦別姓のための民法改正について慎重な対応を求める意見書  
(議員提出)
- 第22 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第23 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)

開議 午前9時30分

議長（中村勝利君） 携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

おはようございます。

定例会初日からお疲れのところをお集まりくださいますありがとうございます。

本日は2月25日に各常任委員会へ付託しました議案の委員会審査報告及び追加議案として条例改正、補正予算、発議などが提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、3月15日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、審議のほどよろしくをお願いします。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会いたします。（午前9時36分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、報告事項であります。監査委員よりの出納例月検査執行状況報告書1件はお手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

直ちに日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1、日程第2及び日程第3の各常任委員会審査報告については、付託議案を一括して行い、質疑、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、日程第1、日程第2及び日程第3の各常任委員会審査報告については、付託議案を一括報告とし、質疑、討論、採決は1議案ごとに行います。

~~~~~

日程第1 議案第5号及び議案第11号に対する総務常任委員会審査報告

議長（中村勝利君） 日程第1、議案第5号及び議案第11号に対する総務常任委員会審査報告を議題とします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。井上委員長。

総務常任委員長（井上喜代文君） 平成22年3月19日。小豆島町議会議長中村勝利殿。  
総務常任委員会委員長井上喜代文。

委員会審査報告書。

本委員会は、2月25日に付託されました議案について慎重審査をした結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成22年3月8日、11日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第5号小豆島町庁舎整備基金条例について。

原案どおり可決するべきものと決定した。

(2) 議案第11号平成22年度小豆島町一般会計予算。

次の意見を付して原案どおり可決するべきものと決定した。

意見。

企画財政課。

ふるさと納税に協力を得られるよう、多方面に啓発を願いたい。

環境衛生課。

野犬対策、生ごみ処理、野焼き等、町民の協力を得なければならないことは周知の徹底を図られたい。

オリーブ課。

九州など他地域においてオリーブ栽培が始まる中、小豆島オリーブの確立を図るため、ブランド化、新商品開発、販路開拓、オリーブゾウ虫の駆除、廃液、搾りかす処理の研究等、また島民にも利用促進できるよう、他の関係機関とも協力しながら、小豆島オリーブにとり、ここ数年の動きの重要性を考え、努力されたい。

人権対策課。

地域における自主自立意識の向上を促す施策を検討されたい。

社会教育課。

社会体育関係施設備品の台帳を整備し、計画的に修理、補充をされたい。以上、報告いたします。

議長（中村勝利君） それでは、議案第5号小豆島町庁舎整備基金条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。14番村上議員。

14番（村上久美君） 議案第5号小豆島町庁舎整備基金条例について反対討論します。

庁舎建設については、日本共産党が行ったアンケート結果においては、住民全体の受けとめは、その詳しい情報がほとんど知らされておらず、十分認識していません。また、現庁舎を有効に使うべき、現在の分庁舎でよいなど、建設すべきでないとの声が多数であります。さまざまな機会での住民との議論が必要です。現段階では、行政側と住民側との受けとめ方の距離があり過ぎると思います。町と議会はこのような声を尊重すべきであることから、議案第5号小豆島町庁舎整備基金条例については反対します。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 議案第5号小豆島町庁舎整備基金条例について賛成の立場から討論をいたします。

現庁舎として利用している旧2町の庁舎は、ともに建築から50年以上経過し、老朽化が顕著な上、小豆島町町議会庁舎問題特別委員会においても新庁舎を整備し、本庁舎方式に移行するとの方向性が確認されているところであります。また、庁舎は風水害や地震災害発生時において、地域住民の生命を守る拠点施設としての機能を果たすことが求められていることから、新たな庁舎の整備については、本町の安心・安全なまちづくりを推進する上で極めて重要であると考えられます。さらに、本基金を設置する財源については、内海中学校整備基金の廃止に伴う残余財産を活用するものであり、地域住民に対して新たな負担を求めるものでないことから、今回の小豆島町庁舎整備基金条例の制定については賛成するものであります。

議長（中村勝利君） 以上で通告による討論を終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決さ

れました。

次、議案第11号平成22年度小豆島町一般会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、議案第11号平成22年度小豆島町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

今、経済危機のもとで町民の暮らしの実態は極めて深刻です。失業、賃下げ、倒産などの指標をとっても史上最悪の数字が更新されています。経済危機から町民の暮らしを守る行政の役割が求められているところです。

今回の予算案には、安田小学校の耐震補強大規模改修工事など、歓迎できる内容もあります。また、子ども手当給付金の国の法案は2010年度に限り中学生まで子ども手当半額の支給をするものであり、一部の控除の廃止を財源としていますが、手当を受給しない他の世帯への負担増は盛り込まれていないことから、その限りでは賛成するものです。

しかし、予算の中には人権対策総務費の長年対象者のいない各種学校等入校支度金などの個人給付や644万円もの啓発活動補助金など、その効果も疑問ですし、同和行政、同和教育を終結し、必要な福祉施策は一般行政として拡充、実施すべきだと考えます。さらに、内海ダム関連の支出もあります。また、骨格予算とはいえ、一昨年から検討してきた民設民営で行うという方針で実施予定の内海地区の学童保育は当初予算で予算化し、町民の願いにこたえるべきだったのではないのでしょうか。以上の理由で、私は反対いたします。以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 私は、議案第11号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

同和問題に関係する予算の目的は、今さら言うまでのこともありませんが、一日も早い地区の完全開放、部落差別の解消を図り、偏見と差別のない明るい社会の実現を目指すものであり、人権が大切にされる社会を築いていくことは行政の大きな使命であると考えます。

また、水道事業への繰出金につきましては適正な支出であると言えます。加えて、内海ダム再開発事業に関連する事業は、地域住民の適正な環境整備を行うものであり、ぜひ必要な事業と判断されます。よって、これらの予算を含む平成22年度一般会計予算について賛成するものです。以上。

議長（中村勝利君） 以上で通告による討論を終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第21号及び議案第22号に対する教育民生常任委員会審査報告

議長（中村勝利君） 次、日程第2、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第21号及び議案第22号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 平成22年3月19日。小豆島町議会議長中村勝利殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、2月25日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成22年3月5日、10日。
2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。
3. 件名及び審査の結果。

(1)議案第12号平成22年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第13号平成22年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3)議案第14号平成22年度小豆島町老人保健事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4)議案第15号平成22年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算。

次の意見を付して、原案どおり可決すべきものと決定した。

意見。

制度改正に当たっては、国に対して町の現状を踏まえた要望を行われたい。

(5)議案第16号平成22年度小豆島町介護保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(6)議案第17号平成22年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(7)議案第18号平成22年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(8)議案第21号平成22年度小豆島町病院事業会計予算。

次の意見を付して原案どおり可決すべきものと決定した。

意見。

医師の確保は町民全体の問題として協力を仰ぎながら進められたい。

(9)議案第22号平成22年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(10)総務常任委員会から分割審査の委託を受けた議案第11号平成22年度小豆島町一般会計予算中、本委員会関係については、原案どおり可決すべきものと報告します。以上です。

議長（中村勝利君） 初めに、議案第12号平成22年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、議案第12号平成22年度小豆島町国民健康保険事業特別会計に反対の立場で討論を行います。

長引く不況のもと、暮らしが大変な中、高い保険料を払い、病気になったら医療費の3割は自己負担という重い負担の国民健康保険は暮らしを圧迫しております。予算案は、基金を取り崩して値上げを抑えたということですが、6億円もの基金ができたのはこれまで保険料を取り過ぎたからであり、町民に返還するためにも保険料を引き下げるべきです。

また、高過ぎる保険料を払えない人への保険証取り上げ、資格証明書発行がふえているのも問題です。全国では病院に通えず、病状が悪化して手おくれになる人や自殺者も出ている現実があります。資格証明書発行などで収納率を上げようとするのではなく、払える保険料にするためにも引き下げるべきだと考えます。以上の理由で反対します。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） 私は、議案第12号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

国民健康保険は、憲法に定める社会保障制度として、また国民皆保険の根幹をなす重要な制度であります。運営につきましては、国や県などの支出金の被保険者の方々に負担していただいた税を財源として療養の給付を行っており、保険税は重要な財源となっております。その保険税の未納は深刻な問題であり、未納者との接触の機会を確保する上で、資格証明書、短期被保険者証発行は有効な手段と考えます。また、納税相談ができれば短期被保険者証が発行されており、短期被保険者証は通常の保険証券と同じ給付を受けることができます。また、平成20年度よりの創設された後期高齢者医療制度は、国民全体で支える制度となっていますので、国保からの支援金を支出しています。そのようなことから、全住民の皆保険を継続し、持続させるために、保険制度として妥当な予算編成を行っていると思えますので、平成22年度国民健康保険事業特別会計について賛成するものです。以上。

議長（中村勝利君） 以上で通告による討論を終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定すること

に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第13号平成22年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第14号平成22年度小豆島町老人保健事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第15号平成22年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長

報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 意見の中で、制度改革に当たっては国に対して町の現状を踏まえた要望を行われたいというふうに出されております。具体的な要望事項、どういうふうなことが意見が出たのでしょうか。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

教育民生常任委員長（安井信之君） 今検討されている後期高齢者を廃止するというふうな部分で、県単位の広域化というふうなことで、国民健康保険とも一緒にするというふうな考え方が出ております。今のところ、我が町としては国民健康保険料は他の市町に比べて安いような状況にあります。広域化でやると、すごく上がるような格好になりますので、その辺は町の現状を踏まえたことでやってほしいというふうな意見が出ております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 議案第15号平成22年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を家族と切り離し、新たな負担を求め、高い負担で安上がりの医療を押しつける制度であり、うば捨て山と呼ばれ高齢者は泣いております。保険料は上がり続け、その上滞納者からの保険証を取り上げが行われ、お金のない高齢者は医療から排除するという非人道的な高齢者いじめの制度です。この制度は、即時廃止すべきだと考えております。以上で反対の理由といたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。6番新名議員。

6番（新名教男君） 賛成の立場で意見を述べます。

この制度は、給付と負担を明確にすると同時に、国民皆保険を維持していくために重要な制度であります。現在、政権交代によって制度の見直しがマスコミによって報道されていますが、現時点では妥当な予算編成だと思いますので、賛成いたします。

議長（中村勝利君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第16号平成22年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第17号平成22年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり

可決されました。

次、議案第18号平成22年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第21号平成22年度小豆島町病院事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第22号平成22年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第8号、議案第19号及び議案第20号に対する建設経済常任委員会 審査報告

議長（中村勝利君） 次、日程第3、議案第8号、議案第19号及び議案第20号に対する建設経済常任委員会審査報告を議題とします。

建設経済常任委員長の審査報告を求めます。植松委員長。

建設経済常任委員長（植松勝太郎君） 平成22年3月19日。小豆島町議会議長中村勝利殿。建設経済常任委員会委員長植松勝太郎。

委員会審査報告書。

本委員会は、2月25日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成22年3月9日。
2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。
3. 件名及び審査の結果。
  - (1) 議案第8号小豆島町健康生きがい中核施設条例について。  
原案どおり可決すべきものと決定した。
  - (2) 議案第19号平成22年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算。  
原案どおり可決すべきものと決定した。
  - (3) 議案第20号平成22年度小豆島町水道事業会計予算。  
原案どおり可決すべきものと決定した。
  - (4) 総務常任委員会から分割審査の委託を受け、議案第11号平成22年度小豆島町一般会

計予算中、本委員会関係については、原案どおり可決すべきものと報告します。以上。

議長（中村勝利君） 初めに、議案第8号小豆島町健康生きがい中核施設条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第19号平成22年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第20号平成22年度小豆島町水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。14番村上議員。

14番（村上久美君） 議案第20号平成22年度小豆島町水道事業会計予算について反対討論します。

水道事業会計の歳入のほうでは、一般会計から内海ダム建設事業出資金の繰り出しが5,280万円となっており、前年予算対比で4倍、内海ダム再開発費は前年予算対比で3倍であり、そのうちの負担金は4倍の大幅増額となっています。また資本的収支の差がマイナス3億円で、水道事業収益的収支を大きく圧迫させています。その原因は、内海ダム再開発事業関連であることは明らかです。本来の水道事業収益に大きな負担を負わせており、住民の不利益をこうむることになると考えます。以上の理由から、反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。3番森口議員。

3番（森口久士君） 私は、議案第20号について賛成の立場で意見を述べます。

内海ダム再開発事業につきましては、昨年12月の香川県議会で新内海ダム本体建設工事の契約案件が可決され、翌日の12月15日にはダム本体の本契約が締結されたところです。昨年12月12日には、町民720人が参加し、内海ダム再開発事業小豆島町町民総決起大会が開催され、新内海ダムの早期完成の決議がされました。この決起大会は町民のダムの早期完成に対する熱い思いが証明されたものと思っております。また、3月9日の前原国道交通大臣の記者会見では、昨年12月に伺った内海ダムについては、平成21年度には既に議会が予算を計上して取り組んでいる。つまりは、県は複数年にわたる契約締結をしたり、債務負担行為を行っているということになれば、負担金交付についての期待感が大きくなっている。そういったものに対して、国がお金を出さないということとなれば、裁量権の逸脱となって負担義務違反を問われるおそれがあるとのコメントを発表しており、補助に前向きな発言でありました。なお、本年2月22日には樹木の伐採が始まり、本格的に本体工事が行われ、3月11日からは本体の掘削に着手しておりますし、県議会において平成22年度のダム予算を上程している状況であります。内海ダム再開発事業は治水、利水上、極めて重要な事業でありますし、多くの町民も新しいダムの早期完成を待ち望んでおり、内海ダム再開発事業は最も優先される事業と判断されますので、平成22年度水道事業会計予算について賛成いたします。

議長（中村勝利君） 以上で通告による討論を終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第4、議案第23号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第23号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、森川桂輔氏が平成22年6月30日をもって任期満了となります。このため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、新たな委員の選考を行いました結果、長年幼児教育に携わり、退職後も積極的に社会活動に参加され、人権擁護に深い理解を有しておられます。本町神懸通の木村玲子氏を人権擁護委員に推薦したいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げますとともに、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第23号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決さ

れました。

~~~~~

日程第5 議案第24号 防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事請負契約の  
変更契約の締結について

議長（中村勝利君） 次、日程第5、議案第24号防災行政無線施設（デジタル固定系）  
整備工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第24号防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事請負契  
約の変更契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事につきましては、平成20年6月開催の小  
豆島町議会第2回定例会において、工事請負契約に係るご議決をいただきました。その  
後、事業の進捗にあわせて工事内容の精査を行い、3度にわたる変更契約を締結しながら  
整備を進めてきたところであります。今般、2月25日に補正予算のご議決をいただいたと  
おり、戸別受信機能追加を初めとする再度の変更が必要となったため、地方自治法第96条  
第1項第5号の規定に基づく、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または  
処分に関する条例により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほど  
お願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第24号防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事請  
負契約の変更契約の締結についてご説明をいたします。

町長から申しあげましたとおり、防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事の一部  
変更でありまして、予算補正につきましては、さきの本会議でご議決をいただいております。

内容につきましては、5ページの変更契約概要書をごらんください。

変更契約で追加いたします額は税込みで544万4,250円、変更後の金額は4億5,254万  
8,950円となります。

変更概要は列挙しておりますが、戸別受信機の追加につきましては、当初住民基本台帳  
上の世帯数7,200世帯に対し、不在者や2世帯住宅などで減少することを勘案いたしまし  
て、7,000台としておりました。今回、整備後の移動に対処するための予備基として200台  
を追加発注するものでございます。

2点目の屋外拡声装置外設箱の移設につきましては、草壁会館と岩谷自治会から屋外小局に設置しております屋外拡声装置外部接続箱を室内に引き込んでもらいたいとの要望があり、移設をしたものでございます。これらの変更設計額に請負率0.6263を掛けた額でございます。

また、事業の一部を平成22年度へ繰り越すために、工期を平成23年3月22日までに変更するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 今回の提案ですが、増額変更ということで、その理由の中に戸別受信機の200台の追加、その理由も今課長のほうから言われましたが、当初7,000台というふうなことで予算化したということなんですが、住民基本台帳7,200世帯、この中にはいろんなケースがあると思います。実態的には1世帯というふうな状況の住居状況もあるかと思えます。さらに、人口が減る中で、減少方向にもなると思えます。空き家もふえてくると思えます。その後の戸別受信機の処理の仕方、あるいは回収、空き家になった場合の役場への回収等も出てくるかと思えます。そういう中で、200台という住民基本台帳に沿った最終的にはこれで行くということであるんですが、いろいろ住居の実態、人口減少等の世帯の減少含めて、これほど基本台帳に沿った形で追加で200台を予算変更しなければならないというのは、ちょっと疑問かなというふうに思うんですが、その点についての見解を。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） おっしゃるとおり、さまざまな形態あるかと思えます。それと、各世帯につきましては無償でこれを配付して各世帯で管理をしていただくということにいたしておりますが、特に置きたいというような事業所でありますとか、あるいは避難場所でありますとか、あるいは公共的なふるさと村であるとか、オリーブ公園であるとか、映画村であるとか、いろいろ観光客も多いところ、そういったところにも要望があれば設置をしていこうという考えを一つ持っております。もちろん、その事業所なんかの場合には有料ということで実費をいただくつもりにはしておりますが、そういったものもございまして、移転をいたしますとそれぞれ周波数といいますか、中身が少し地区ごとの受信ということですので、中身それぞれ違いますので、そういったことにすぐ対処するためには引き上げてきたものを中をいらいまして、またその行った先へ持っていくという期間的な余裕もありませんので、そういったことにも対処したい、あるいはやはり各世帯に管理

をお任せしておりますので、故障なども発生するかと思えます。そういった場合に、今回整備をしておかないと、先ほど言いました請負率の0.6263というようなことでの購入といいますが、導入は難しいと思えますので、もちろんその各自治会にお願いをして、これから実際に必要な世帯へ設置をしていくわけですけど、どういうことが想定されるかわかりません。この200台が過剰であるということも今の時点で言えませんし、これが絶対の正解であるとも、もう申し上げませんが、そういったさまざまな今後のことを思い、またこの請負率で今購入しておかないと、結果的に不足した場合に高い金で買わないかんとというようなことも考えましての措置でございますので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。3番森口議員。

3番（森口久士君） 当初、この21年度中に受信機を一部の地域で設置するというようなことだったと思うんですが、この場所が変更になったのか、それとも予定どおり池田地区からやろうというような話だったと思うんですが、そういな分が変わりないのか、それからこの前もいろいろ質問してるんですけども、特に難視聴地域、これを先にやろうとするのか、そのあたり、それと業者の絡みもあるんじゃないかと思うんですが、そのあたりの説明をお願いいたします。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） ご承知のように、交付金事業でございまして、当初22年度に予定をいたしておりました事業を交付金によりまして前倒しをしたということで、前倒しをした時点から繰り越しが想定されておったものでございます。なお、今ご質問ありましたように、前倒しをしたものですから、何台かは先にもう購入といいますが、実際に機器を持ち込みますが、森口議員最後におっしゃったように、取りつける業者、ここの決定に少し時間を要しました。せっかく地元で電気工事関係の組合あるいは家電の組合でございますので、家電の組合1社、それから電気工事の組合が2つ、合計3つの組織でございます。この方々に集まっておきまして、町が中へ入るわけにはいきませんが、業者と説明あるいはこれの請負について協議をしてもらいましたが、なかなか金額面で折り合いがつかせんで、結果的に一つ二つの組合がこれでは請負ができないということで組合としての対応を断ってまいりましたので、残った1つの組合にお願いをして、これから具体的にどこからやるかという相談になろうかと思えます。町としては、当初計画どおり、池田からという考えを持っておりますが、ここは業者と請け負っておりますNECと実際の各家庭を回ります取扱業者との話し合いになろうかと思えます。町としては、池田からという

方向に変更はございません。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。4番森議員。

4番（森 崇君） 今回こういう方針というのは、僕はいいと思います。確かに、人口減少いろいろあると思いますけど、問題は機械に頼ってしまって、その自照というんですか、みんなの助け合いいうんはもうもっと薄くなると、何のこともないと。例えば、その機械をつけてもその家の人聞いてないとか、要りょうらんとかいろんなことあると思うんですけど、それに対する動きが過去よりも高まるようなことを考えておられるのかいうことをお聞きしたいと思います。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 自主防災組織の結成につきましては、合併から力を入れてきたところでございます。実際に組織率も高まってまいりました。なお、組織があるけれども、細かい活動ができていなかったようなところについても見直しをさせていただいて、森議員の木庄で行われたように、どなたがどなたを助けにいくというようなそういったところまで細かい取り決めをされたような地区も出ておりますし、そういった勉強にも行っていただいておりますので、その辺は合併当初と比べると非常に意識が向上しておると思います。おっしゃるとおり、この戸別受信機がついたから、もう安心というわけではございませんので、そういった地域のコミュニティーの活動についても、なお一層自治振興のほうで力を入れていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 屋外の拡声器の放送が非常に音質がひずみがあったりとかいろいろします。テレビはデジタル化によります非常に画面の美しいテレビ画面が見られるようになるのに、この広報無線の、防災無線の音質がもうひとつかなという感じがいたしますので、これはこの際に今回何とかできないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 以前のアナログの時代と比べまして、雑音は確かに減ったと思います。音そのものが澄んだと思うんですが、ここ2日ほどちょっと音に揺らぎが出ておると思います。それは、順次改善をしていきたいと思っております。音質については、確かによくなったんですが、先般も以前に比べて何かもんもんもんもんというか、口ごもったような音に聞こえるというようなご意見をいただいたこともございますが、少し以前のアナログのときとデジタルになって音域が少し変わったんかなという気はします。ですから、

聞こえ方が少しは違うかなと思いますけど、音そのものは確かに澄んでおります。なお、いろいろ地域地域で状況はあろうかと思しますので、情報管理室のほうへどんどん意見いただいて改善してまいりますので、何でも意見がありましたらお寄せいただきたいと思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第24号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第25号 小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を  
改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第6、議案第25号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第25号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び労働基準法の一部改正に伴い、関係する小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例並びに職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例を一括して改正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第25号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等

の一部を改正する条例についてご説明いたします。

第1条の小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、民間労働者に適用されます育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児・介護休業法及び労働基準法が一部改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点は2点ございます。

1点目は、仕事と子育ての両立支援策として、3歳までの子を養育する労働者から請求があったときの所定外労働の免除が育児・介護休業法において制度化をされることから、本条例に同様の制限規定を設けようとするものでございます。

2点目は、労働基準法の改正により、月60時間を超える時間外勤務に対する時間外勤務手当の支給割合が引き上げられることとなりますが、この引き上げ分の支給割合にかえて、勤務することを要しない時間外勤務代休時間を指定することができることになりました。この改正を受けまして、本町においても同制度を導入しようとするものでございます。

改正条例では、第8条の3に新たに1項を追加し、3歳までの子を養育する職員から請求があったときの所定外労働の免除を任命権者に義務づける規定を新たに設けようとするものでございます。

なお、この改正につきましては、育児・介護休業法の施行期日に合わせて、平成22年6月22日を施行期日としております。

また、7ページ、第8条の3の次に1条を追加しまして、時間外勤務代休時間が指定できるよう新たに規定を設けたものでございます。このほかの改正につきましては、これら2点の改正に伴う字句の修正でございます。

次の8ページ、第2条は職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正です。

さきの労働基準法の改正によるもので、第2条の特例として給与を受けながら職員団体のため、その業務を行い、または活動することができる期間に時間外勤務代休時間を追加するものでございます。

施行期日は、22年4月1日としております。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第25号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第7 議案第26号 小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第7、議案第26号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第26号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等をできない職員に範囲を見直す必要が生じたため、小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第26号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

昨年6月に行われました民間育児・介護休業法の改正と同趣旨の措置を公務部門においても措置するため、国家公務員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正がそ

れぞれ行われることによる所要の改正で、急速な少子化に対応するため、家族を構成する男女がともに家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備しようとする趣旨でございます。

改正点の1点目は、育児休業等の範囲の拡大です。これまで配偶者が育児休業をしている職員あるいは専業主婦、この場合は婦人の婦も夫の夫もでございますが、専業主婦などで、配偶者が常に育児可能な職員は育児休業をすることができませんでした。これらの制限を廃止し、父親、母親ともに育児休業の取得を可能とする改正でございます。

2点目は、育児休業は3歳未満の子供1人に対して原則1回とされておりますが、配偶者の出産後8週間の就業禁止期間、つまり妻の産後休暇期間に育児休業を取得した場合は、再度の育児休業の取得を可能にしようとするもので、出産直後の配偶者にサポートが可能な環境を整備しようとするものでございます。

11ページの改正案第2条につきましては、育児休業をすることができない職員の範囲を定めたものでございますが、配偶者が育児休業にある職員、配偶者が常に育児可能な職員への育児休業の取得制限を廃止しようとするものでございます。

なお、第1号、第2号に関しましては、地方公務員の育児休業等に関する法律により、育児休業することができない職員として規定されて、あえて条例で定める必要がなくなったために今回削除しようとするものでございます。

次に、11ページから12ページにかけて、第2条の次に1条を追加しまして、配偶者の出産後8週間以内に育児休業を取得した場合は、育児休業の期間から除くものとし、再度育児休業を取得することができるようにするものでございます。

第3条及び第5条は、今回の改正に伴う影響箇所の整備でありまして、第9条以降の育児短時間勤務に関する規定も育児休業に関する改正趣旨と同様でございます。

施行は平成22年6月30日です。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番森議員。

4番（森 崇君） いいことだと思います。ただ大変な不況だけに、公務員いいじゃないかということがやっぱり広がる可能性があると思います。これの今までの取得状況と見ますか、それをお聞きしたいと思います。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 申しわけありません。実態資料、今手持ちにございませんので、ただ男性の育児休業取得はないと思っております。ただ、最初に説明しましたように、まず昨年6月に民間の育児・介護休業法が改正されておりまして、後を追って公務

員の関係の整備をしておるものでございますので、公務員が先行してやるものではございませんので、これ民間に合わせたということでございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。4番森議員。

4番（森 崇君） 先日、どこの課長さんか知らんけど、自分の子供のために育児休業をとるんやと、課長ですよ。市長か、区長か、それがいい例だと思うんですけど、結構若い人が町の職員においでるんですか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 結構職員おります。ありがたいことに、内海病院なんかでも非常に産休、育休の職員が多いというようなことで、できるだけとっていただけるようにしてもらいたいと思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第26号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第8 議案第27号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第8、議案第27号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第27号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、労働基準法の一部改正に沿って、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ、及び該当引き上げ分の支給にかえて勤務を要しない日、または時間を指定するこ

とができる制度の導入を図る必要が生じたため、小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第27号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

さきの議案第25号でご説明をいたしました労働基準法の一部改正により、月60時間を超える時間外勤務に対する時間外勤務手当支給割合を引き上げること、時間外勤務手当支給割合の引き上げ分にかえて、時間外勤務代休時間を指定できることから、時間外勤務代休時間を取得した場合は、その引き上げ分に係る時間外勤務手当をしないとする改正内容でございます。

改正案中、第13条第1項から第3項までは字句の修正でございます。

17ページ、同じく第13条に3項を追加いたしまして、第4項では月60時間を超えた部分の時間外勤務手当の支給割合を通常の実給割合に100分の25を加えた割合とする旨の規定を設けるものでございます。

18ページ、第5項では時間外勤務代休時間を取得した職員には、当該時間外勤務代休時間に対応する差額分の時間外勤務手当を支給しないと規定したほか、同項ただし書き以降は育児短時間勤務職員について読みかえ規定を定めたものでございます。

次の19ページ、第6項では短時間勤務職員についての第5項に係る読みかえ規定を定めるものです。

第22条では、時間外勤務代休時間については給与額を減額しないこととするものでございます。

施行は、平成22年4月1日です。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 時間外勤務が60時間を超える場合ということなんですけど、そういう場合はよくあることなんでしょうか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 通常の勤務の場合にはないと思います。災害が起きたあるいは22年度ですと選挙、あるいは国勢調査でも余り60を超えるということはなからうかと思いま

す。あり得るとすれば、災害対応とかそういうときだろうと思います。適正に課に人員が配置されておらなければ、特定の職員がえらい仕事をせないかんというような状況は今のところないと思いますので、ないと思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。4番森議員。

4番（森 崇君） 平成16年に随分台風が来たと思います。あのときは、私も質問したんですけど、時間外つけとんかと聞いたところ、代休とつとると言われたんですけど、代休は実際はなかなかとれないんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） ちょっと私舌足らずでございましたが、台風、防災、水防本部などの場合には担当職員時間は出しておりません。そういうときは、農林水産、建設などでポンプ場を持っておる、ポンプ場に配置された職員あるいは避難所へ配置をした職員、これについてのみ時間外手当を考慮しておりますが、残りはしておりません。先ほど申しましたのは、災害復旧などで建設なり、農水の技師中心にそういった後の復旧工事の設計でありますとか、そういったところでの時間外というのは49、51のときには、もう家に帰れんぐらいの人もおりましたんで、そういった特殊なときという意味で申し上げました。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第27号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第28号 小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第9、議案第28号小豆島町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第28号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、後期高齢者医療制度への移行に伴い、被用者保険の被保険者から国保の被保険者となった者について、資格取得から2年間と定められておりました保険税の軽減措置を後期高齢者医療制度が廃止されるまで継続するため、小豆島町国民健康保険税条例の附則に特例措置を盛り込もうとするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第28号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の条例の一部改正は、先ほど町長からも提案理由の説明を述べましたように、平成20年4月からの後期高齢者医療制度の創設に伴い、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って、被用者保険の被扶養者が国保被扶養者となって者については、それまで被用者保険の扶養家族であったため、保険税は賦課されていなかったことにかんがみ、資格取得から2年間保険税の軽減措置をしておりましたが、22年度以降も後期高齢者医療制度が廃止されるまで軽減措置が継続されることになったことによるものでございます。

それでは、一部改正の内容につきましては、対照表を見ていただきたいと思います。

対照表では、条例の附則に平成22年度以降の保険税の減免の特例として、第23条の2第1項第4号の資格取得日の属する月以降の2年を経過するまでの間に限るを該当する者としてつけ加えて、施行日は平成22年4月1日とするものであります。以上で小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第28号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第29号 平成21年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）

日程第11 議案第30号 平成21年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第31号 平成21年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第32号 平成21年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第33号 平成21年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第34号 平成21年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第16 議案第35号 平成21年度小豆島町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第36号 平成21年度小豆島町病院事業会計補正予算（第3号）

議長（中村勝利君） 次、日程第10、議案第29号平成21年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）から日程第17、議案第36号平成21年度小豆島町病院事業会計補正予算（第3号）までは相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第29号平成21年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町一般会計補正予算（第7号）で追加補正をお願いします額は、5億3,023万7千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費6億4,775万2千円、民生費マイナス2,503万9千円、衛生費5,164万3千円、労働費マイナス295万4千円、農林水産業費マイナス2,401万4千円、商工費マイナス20万円、土木費マイナス4,394万8千円、消防費マイナス317万3千円、教育費マイナス6,983万円となっております。加えまして、繰越明許費債務負担行

為補正及び地方債補正もお願いすることとしております。

詳細につきましては担当課長から説明をさせます。また、議案第30号から議案第36号までは特別会計及び事業会計の補正予算となっておりますので、これらにつきましても順次担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 日程第10、議案第29号平成21年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 議案第29号平成21年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

今回提案させていただいております補正予算案は、通常年度末にお願いする事業費等精算にかかわる補正に加えまして、公共投資臨時交付金にかかわる財源更正、きめ細かな臨時交付金の2次配分にかかわる事業費の補正など国の補正予算関係とともに、基金条例の設置及び改廃に伴う基金の取り崩し及び積み立て等によって大幅な増額補正となっております。

上程議案集の23ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億3,023万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億4,397万円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を27ページの第2表のように定めるものでございます。

27ページをお開き願います。

第2表繰越明許費でございます。今回の繰り越しにつきましては、国の補正予算で措置されました交付金を活用して前倒しして実施すべく、予算措置したものが多く占めております。事業名の末尾に括弧書きで記載しておりますとおり、国の1次補正関係の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業にかかわるもの、また国の2次補正に盛り込まれた地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業にかかわるものにつきましては、実施期間も短く、年度内完了が困難なことから繰り越しをするものであり、事業ごとの説明は省略をさせていただきます。

次に、2款総務費、1項総務管理費の全国瞬時警報システムJ - A L E R T整備事業でございますが、これにつきましてはさきの12月議会で補正をお願いいたしましたが、受信機器の仕様の決定に不測の日数を要したため、繰り越しを行うものでございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費の子ども手当電算システム導入事業につきましては、国の2次補正に計上されたもので、子ども手当の支給にかかわる電算システムの改修であります。改修に相当の期間を要するため、繰り越しを行うものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費の新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業でございます。これについては、3月末までの接種に対して請求に基づき助成するもので、国への補助申請までの事務処理期間を確保するため、繰り越しを行うものでございます。

同じく、4款3項水道費の内海ダム再開事業出資金につきましては、内海ダム再開事業の用地取得において、収用対象地の収用委員会手続などに不測の日数を要したため、つけかえ道路建設工事の着手が遅延したことにより、県事業が繰り越しとなったため、町予算についても繰り越しを行うものでございます。

次に、8款土木費、6項都市計画費の植松都市下水路整備事業につきましては、安田ポンプ場の設計業務の仕様を決定するに当たり、ポンプ場の家屋配置などの協議に不測の日数を要し、年度内完了が見込めなくなったため、繰り越しを行うものでございます。

同じく、柴中公園整備事業につきましては、用地取得において関係相続人が多数存在し、用地交渉に不測の日数を要したため、繰り越しを行うものでございます。

23ページのほうに戻っていただきます。

第3条でございますが、債務負担行為の補正でございます。また、第4条は地方債の補正でございます。

再度、28ページのほうをお開き願えたらと思います。

第3表債務負担行為補正をごらんください。香川県ふるさと雇用再生特別基金事業につきまして、一部事業の進捗が当初計画に比して遅延したことにより、21年度予定事業の一部を22年度以降に実施することとしたため、補正前の限度額を補正後の限度額に変更するものでございます。

次に、第4表地方債補正をごらんください。第4表に記載のとおり、それぞれの事業について事業費または負担金の確定見込み及び起債対象経費の精算等により、借入限度額を補正後のように変更するものでございます。

なお、2行目に記載しております県営海岸環境整備事業負担金につきましては、当該事業が国庫補助事業に採択されず、事業を実施しなかったため、負担金支出が不用となったものでございます。

また、一番下になりますが、臨時財政対策債につきましては平成19年度及び20年度におきまして、町債残高の抑制のため、借り入れを行っておりませんでした。国が示す借入

限度額と実質の借入額に乖離がある場合、今後の交付税措置について不確定な状況となっておりますので、表中の限度額を国が示した額に変更し、今後国の動向を注視しつつ、国が示した限度額どおりの借り入れを可能とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

議案集の末尾に添付しております平成21年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）説明書の5ページ、6ページをお開き願います。別冊説明書の5ページ、6ページでございます。

まず、歳入の補正でございます。

12款分担金及び負担金から14款国庫支出金、2項5目教育費国庫補助金までは、事業費確定見込みに伴う歳入の増額及び減額でございます。

なお、14款2項2目3節病院費補助金につきましては、医師確保対策事業補助金を当初は国庫補助金として計上しておりましたが、県補助金が上乘せされ、県を通じて交付されることとなったため、上乘せ部分を増額した上で県補助金のほうに組み替えております。

次に、14款2項6目総務費国庫補助金のうち、説明欄1の地域活性化・公共投資臨時交付金5,982万1千円につきましては、国の1次補正予算に計上された交付金で、さきの11月臨時議会で一部補正をさせていただきましたが、今般交付金総額の内示が国から示されましたので、既補正額との差額を歳入予算に計上したものでございます。

同じく説明欄2の地域活性化・きめ細かな臨時交付金2,600万円につきましても、本議会冒頭に提案し、ご議決を賜りましたが、今般2次配分にかかわる内示が国から示されましたので、2次配分、2次内示分の補正をお願いするものでございます。なお、2次内示分につきましては、その全額を道路橋梁維持費に充当しようとするものでございます。

7ページ、8ページをごらんください。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金から2項7目労働費県補助金までは、事業費確定見込みに伴う歳入の増額及び減額でございます。

なお、15款2項3目3節病院費補助金につきましては、さきに申し上げましたとおり、県が新たに補助要綱を制定し、県を通じて交付されることとなったため、上乘せ分を増額し、要綱に沿って2事業に分割して補助金として計上いたしております。

次に、16款財産収入、1項2目1節利子及び配当金53万1千円の減額は、それぞれの基金について利子確定による増減の結果、トータルで減額となったものでございます。

9ページ、10ページをごらんください。

16款財産収入、2項1目1節土地建物等売払収入471万9千円の減額であります。これ

は、中山間地域総合整備事業において、当初3路線分の用地買収及び売り払いを予定しておりましたが、1路線について計画調整に期間を要したため、年度内の買収売り払いが困難となったため、減額するものでございます。

次に、17款寄付金、1項1目1節一般寄付金219万円でございます。これは、苗羽自治会の地域活動に対し12件、66万円の、また安田自治会の地域活動に対し46件、153万円の寄付がございましたので、これを受け入れするものでございます。

同じく、17款1項2目1節民生費寄付金12万9千円及び3目1節病院費寄付金141万9千円あります。これは、介護老人保健施設の整備に対し2件、12万9千円の、また内海病院の整備に対し9件、141万9千円の寄付金がございましたので、これを受け入れするものでございます。

同じく、17款1項6目1節ふるさと納税寄付金122万3千円でございます。これは、平成20年度から開始されましたふるさと納税として15件、122万3千円の寄付がありましたので、これを受け入れするものでございます。

次に、18款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金2,874万8千円の減額、及び2目1節減債基金繰入金5,141万7千円の皆減でございます。これは、当初予算で一般財源を充当しておりました事業について、公共投資臨時交付金の充当が可能となったとともに、事業費の精算により減額となった事業が生じたことなどから、両基金からの繰り入れを減額、または皆減するものでございます。

同じく、18款2項3目1節園芸特産振興対策基金繰入金18万6千円の減額でございます。これは事業費の確定により、基金からの繰り入れを減額するものでございます。

同じく、18款2項8目1節内海中学校整備基金繰入金4億5,811万3千円でございます。これは、本定例会初日に内海中学校整備基金条例の廃止を提案し、2日目にご議決をいただいたため、その基金残高の全額を取り崩し、一般財源化するものでございます。

次に、20款諸収入、5項1目1節集団検診徴収金18万3千円の減額、及び3節雑入294万1千円の減額でございますが、受診者数の減少、または事業費の確定見込みにより、減額するものでございます。

歳入の最後になりますが、21款町債につきましてはさきに地方債補正においてご説明申し上げますので、説明は省略させていただきます。以上、歳入の補正額合計は5億3,023万7千円となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

13ページ、14ページをお開き願います。

2款総務費、1項1目一般管理費4節共済費190万円の減額でございます。これは、現在までの執行額と今後の支出見込みを勘案いたしまして、減額補正するものでございます。なお、今回の補正はこれと同様に決算見込みによる人件費の減額と、事業費の精算による減額が多く含まれております。

同じく、2款1項6目財産管理費、25節積立金3億4,300万円でございます。これも先ほど申しました内海中学校整備基金の全部を取り崩し、その一部を小豆島町庁舎整備基金に積み立てるものでございます。

次に、2款1項7目企画費、19節負担金補助及び交付金115万6千円の減額につきましては、広域行政における前年度繰越金の確定及び事業費の精算による減額補正でございます。同じく25節積立金1億2,599万5千円でございます。これも先ほど申しました内海中学校整備基金の全部を取り崩し、その一部1億2,500万円をふるさとづくり基金に積み立てるものでございます。また、ふるさと納税として寄付されたもののうち、用途が特定されていないもの99万5千円をふるさとづくり基金に積み立て、今後新たなまちづくり事業の財源として活用しようとするものでございます。

次に、2款1項10目自治振興費、17節公有財産購入費252万1千円の減額、及び1行飛んで22節補償補填及び賠償金2万8千円の減額でございます。これは、さきの12月議会でご議決をいただきました神懸通集会所駐車場用地の取得につきまして、土地所有者との交渉の結果、予算残が生じたので減額補正するものでございます。あわせて、本用地取得に公共投資臨時交付金を充当するため、財源更正を行うものでございます。同じく19節負担金補助及び交付金219万円につきましては、歳入でご説明いたしましたが、安田自治会及び苗羽自治会の地域活動に対して寄付がございましたので、それぞれの自治会に対し、自治会振興補助金として交付するものでございます。

2款1項13目防災諸費につきましては、生活環境のまちづくりを用途とされたふるさと納税寄付金を災害対策備品整備事業に充当するための財源更正でございます。

次に、2款1項16目財政調整基金費1億8,206万円でございます。これは、財政調整基金及び財政減債基金利子相当額をそれぞれの基金に積み立てますとともに、地方債補正のほうでも申し上げましたが、平成19年度、20年度において、町債残高抑制のため、借入れを行っておりませんでした臨時財政対策債につきまして、今後国の動向を注視しつつ、国が示した限度額どおりの借入れをした場合、今回増額補正をお願いした額と同額を減債基金に積み立てようとするものでございます。

2款2項1目税務総務費、13節委託料257万円でございます。これは、固定資産評価額

の時点修正を実施する上で、宅地鑑定箇所数が増加したため、鑑定委託料を増額いたしますとともに、税制改正に伴う電算システムの改修にかかわる委託料の増額をお願いするものでございます。同じく19節負担金補助及び交付金24万1千円につきましては、小豆地区広域行政事務組合が実施いたしておりました滞納整理業務を平成21年度をもって休止することに伴い、本業務に従事しておりました臨時職員の退職報償金を支給する必要が生じたので、広域負担金を増額補正するものでございます。

2款4項4目農業委員会委員選挙費269万9千円の減額につきましては、農業委員会委員選挙が無投票となったため、一部執行した経費を除き減額補正するものでございます。

続きまして、15ページ、16ページをお開き願います。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、3節職員手当等60万円の減額につきましては、決算見込みによる人件費の減額補正でございます。同じく、19節負担金補助及び交付金2千万円の減額と、25節積立金2千万円の増額でございますが、これは健康生きがい中核施設の公益施設部分の管理に要する経費相当額を補助金として県の指定管理者である香川財団法人小豆島オーリーブ公園へ支出する予定でありましたが、同財団の収益事業が堅調に推移しており、積立金に組み替えを行うものでございます。同じく、28節繰出金384万3千円につきましては税制改正等に伴う電算システム改修経費を国保会計に繰り出すものでございます。

3款1項2目老人福祉費1,185万1千円の減額につきましては、事業費の確定見込みにより目全体で減額となるものでございます。

3款1項4目国民年金費10万円の減額につきましては、決算見込みによる人件費の減額補正でございます。

3款1項5目障害者福祉費、13節委託料26万円につきましては、障害者福祉サービス利用者負担金の低所得者無料化などにかかわる電算システムの改修費でございます。同じく、23節償還金利子及び割引料48万1千円につきましては、平成20年度において概算交付を受けておりました障害者自立支援給付費国庫補助金等を精算した結果、超過交付分を国に返還する必要が生じたものでございます。

次に、3款1項6目人権対策総務費10万円の減額につきましては、決算見込みによる人件費の減額補正でございます。

同じく、3款2項1目児童福祉総務費、13節委託料5万3千円につきましては、ふるさと納税寄付金を活用いたしまして、次世代育成支援地域行動計画書の印刷部数を当初予定の100部から200部に増刷するため増額補正するとともに、あわせて健康福祉のまちづくり

を用途とされたふるさと納税寄付金を本目に充当するため、財源更正を行うものでございます。

17ページ、18ページをお開き願います。

同じく、23節償還金利子及び割引料22万5千円につきましては、平成20年度において概算交付を受けておりました子育て応援特別手当事務取扱交付金を精算した結果、超過交付分を国に返還する必要があるものでございます。

3款2項2目児童措置費から4款衛生費、2項2目塵芥処理費、11節需用費までは決算見込みによる人件費の減額と事業費の確定見込みによる歳出予算の減額、または増額とともに保育所運営費に係る補助金を精算した結果、超過交付分を国、県に返還する必要があるものでございます。

次に、4款2項2目12節役務費20万円につきましては、不燃ごみの指定袋販売数量が当初予定を上回ったため、販売手数料を増額するものでございます。

19ページ、20ページをお開き願います。

一番上の行、4款2項2目塵芥処理費、19節負担金補助及び交付金229万3千円でございます。こちらは、資源ごみ売却単価の下落により、収入が大幅に減少したため、広域負担金を増額補正する必要があるものでございます。

4款2項3目し尿処理費150万円の減額につきましては、決算見込みによる人件費の減額補正でございます。

次に、4款3項1目上水道費、19節負担金補助及び交付金1,600万円につきましては、6月補正をお願いし、水道課が実施いたしました国庫補助事業に対し、公共投資臨時交付金の交付内示がございましたので、内示相当額を老朽管更新事業の財源とすべく、負担金支出するものでございます。

4款4項1目病院費、19節負担金補助及び交付金5,728万9千円につきましては、普通交付税算定にかかわる病床単価の改定等により、普通交付税措置額が大幅に増額したため、増額となった交付税相当額を内海病院のほうに負担金支出するものでございます。同じく、25節積立金146万7千円につきましては、本年度に病院事業に対する寄付がございましたので、前年3月寄付分を加算する一方、利子、基金利子の減額分を差し引き、内海病院整備基金に積み立てるものでございます。また、医師確保対策補助金につきましては、当初は国庫補助金のみを計上しておりましたが、県補助金を加算し、県を通じて交付されることとなったため、財源更正を行うものでございます。

次に、4款4項2目診療所費、28節繰出金26万6千円の減額につきましては、国保調整

交付金の増額により、国保会計からの繰り出しが増加したため、一般会計からの繰り出しを減額するものでございます。

4款5項1目介護老人保健施設費、25節積立金16万9千円につきましては、本年度に介護老人保健施設に対する寄付がございましたので、前年3月寄付分を加算いたしまして介護老人保健施設整備基金に積み立てるものでございます。

5款労働費、1項4目緊急雇用対策費295万4千円につきましては、事業費の確定見込みによる歳出予算の減額と一部予算の組み替えでございます。

21ページ、22ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項2目農業総務費から11目オリーブ生産費までは、決算見込みによる人件費の減額補正、事業費の確定による歳出予算の減額及び組み替えと、県補助金の増額内示に伴う土地改良事業補助金の増額補正でございます。

次に、6款1項13目大池水路排水施設維持管理費、11節需用費25万円でございます。これは、大池ポンプ場の発電機用バッテリーが老朽化し、交換を要することから、これにかかわる経費の補正をお願いするものでございます。

次に、6款3項1目水産業振興費、19節負担金補助及び交付金30万1千円の減額につきましては、事業費の確定による予算の減額でございます。

同じく、6款3項3目漁港建設費につきましては、瀬の倉漁港整備事業及び蒲生漁港整備事業に公共投資臨時交付金を充当するための財源更正でございます。

次に、6款3項4目漁場整備事業費につきましては、事業費の確定による減額でございます。

23ページ、24ページをお開き願います。

7款商工費、1項2目商工業振興費につきましては、観光産業のまちづくりを用途とされたふるさと納税寄付金を、ひしおの郷景観整備モデル事業に充当するための財源更正でございます。

7款1項6目オリーブ振興費、3節職員手当20万円の減額につきましては、決算見込みによる人件費の減額補正でございます。

次に、8款土木費、1項1目土木総務費、2節給料150万円の減額につきましては、公共事業での支出分を減額したものでございます。また、3節職員手当等50万円の減額につきましては、決算見込みによる人件費の減額補正でございます。

次に、8款2項2目道路橋梁維持費、7節賃金10万円の減額につきましては、決算見込みによる人件費の減額補正でございます。同じく、13節委託料150万円、及び15節工事請

負費2,450万円でございます。これは、歳入でもご説明申し上げましたが、きめ細かな臨時交付金につきまして、今般2次配分にかかわる内示が国から示されましたので、その全額を本目に充当し、道路維持補修事業の拡充を図るものでございます。なお、2次配分につきましては橋梁補修を初め、国が示した4事業に重点を置いて配分をされております。

次に、8款2項3目道路新設改良費、19節負担金補助及び交付金1,300万円の減額でございます。これは、国においても町と同様、各種事業に経済危機対策の臨時交付金等を活用いたしましたことから、地元負担金が減額となったものでございます。あわせて、単独県費道路改良事業に公共投資臨時交付金を充当するため、財源更正を行っております。

8款3項2目急傾斜地対策費、19節負担金補助及び交付金150万円の減額であります。これは、福田、森滝地区急傾斜地崩壊対策事業において、地元負担率が10%から5%に軽減されたため、減額補正するものでございます。なお、事業費につきましては、変更はございません。

次に、8款3項3目河川改良費、19節負担金補助及び交付金26万6千円でございます。これは、沖田海岸整備事業におきまして、事業の進捗を図るため、県の事業費が増額となったことに伴い、地元負担金についても増額補正するものでございます。なお、負担率については変更はございません。

8款4項2目港湾建設費2,900万円の減額であります。25、26ページをお開き願います。前ページの2節給料から15節工事請負費につきましては、苗羽港整備事業の精算による減額でございます。同じく、19節負担金補助及び交付金1,900万円の減額につきましては、道路新設改良費と同様に港湾建設費計上事業についても県において経済危機対策臨時交付金等を活用されたことから、地元負担金が減額となったものでございます。

8款5項1目住宅管理費30万4千円の減額、及び3目改良住宅改善事業費2,431万円の減額であります。これは、事業費の確定見込みによる歳出予算の減額でございます。あわせて、改良住宅等改善事業費補助金の増額とともに、橘地区改良住宅改善事業に公共投資臨時交付金を充当するための財源更正を行っております。

次に、9款消防費、1項1目常備消防費、19節負担金補助及び交付金317万3千円の減額につきましては、広域における前年度繰越金及び事業費の確定等による減額補正でございます。

次に、10款教育費、1項2目事務局費297万2千円の減額でございます。このうち、3節職員手当等10万円の減額、4節共済費20万円の減額につきましては、決算見込みによる人件費の減額補正でございます。一方、25節積立金につきましては、内海中学校整備基金

の利子を基金積み立てから事業に直接充当するための減額補正で、奨学金基金積立金については利子増額分を補正増するものでございます。

10款2項1目学校管理費5,460万円の減額につきましては、決算見込みによる人件費の減額補正と事業費の確定見込みによる歳出予算の減額補正でございます。

次に、10款2項2目教育振興費80万3千円でございます。27、28ページをお開き願います。11節需用費105万7千円につきましては、燃料単価の低下による燃料費の減額とともに、スクールバスの車検時におきまして、タイヤ交換やエアサスペンション修繕等が必要となったため、増額補正するものでございます。18節備品購入費25万4千円の減額につきましては、理科教育設備整備費等補助事業の精算による減額補正でございます。

10款3項1目学校管理費50万円の減額につきましては、決算見込みによる人件費の減額補正でございます。

10款3項2目教育振興費、18節備品購入費126万1千円の減額につきましては、先ほど申し上げました理科教育設備整備費等補助事業の精算による減額補正でございます。

次に、10款3項3目学校建設費、15節工事請負費700万円の減額につきましては、内海中学校建設事業の精算見込みによる減額補正でございます。あわせて、内海中学校整備基金の利子を基金積み立てから本事業に直接充当するための財源更正を行っております。

10款4項1目幼稚園費から1枚めくっていただきまして、29ページの一番上、10款7項2目学校給食施設費につきましては、決算見込みによる人件費の減額補正でございます。

17款公債費、1項1目元金につきましては、減債基金繰入金を皆減したことに伴う財源更正でございます。以上、歳出予算の補正総額は5億3,023万7千円となっております。以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番森議員。

4番（森 崇君） 追加上程議案集の27ページ、上から4行目だと思うんですけど、全国瞬時情報システムJ - A L E R T整備事業、災害のときは私思うのは、もう谷一つ超えても非常にわかりにくいと。ですから、その上のデジタル事業なんかは実際は必要なんです。しかし、このJ - A L E R Tというのは、以前北朝鮮からミサイルが飛んでくるぞということが間違うとった。スイッチ一つで、だれかがちょっと間違うたら日本全国行くということを僕は物すごく心配するんで、このJ - A L E R Tのスイッチは向こうに入れるんか、これ日本全国最初から入っとるもんか、それをお聞きしたいと思います。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） これは、消防庁のほうでやります。ほんで、現在 J - A L E R R T 一応は入れておりますが、これ全国的に全部をやりかえるという国の方針でございます、全額を国が負担して全市町村に設置すると。現在は消防庁のほうであらかじめ録音した、今おっしゃったように国民保護法の関係でのミサイルの話もありますし、津波とか地震とかいろいろな災害面の情報を録音したものを流すようにしておりますが、今回は消防庁のほうでそれを書き込みをできると、既定の録音したものの以外に書き込んで消防庁からすぐ流せるというふうなものに置きかえようとしておるものでございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。3番森口議員。

3番（森口久士君） 説明書の補正予算の20ページです。この分についてちょっとお尋ねします。

20ページの一番上の広域行政の資源ごみの単価減というような説明だったと思うんですが、これについては今までこの資源ごみのあれについては1千万円ぐらい年間あったのではないかと思います。それで、この金額の差といいますか、そういうのは今どの程度下がってきたのかと。

それから、これは入札かなんかで単価を決めとんじゃないかなと思うんですが、そのあたりをもっと詳しく説明を。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（堀田俊二君） 広域事務負担金の増額でございますけれども、先ほど財政課長のほうから説明したとおり、資源ごみのリサイクルの料金が下がっておるということでございます。ちなみに、北京オリンピックまでについてはスクラップ等相当高い単価で取引ができておりましたけれども、それ以降相当値段的には下がっておると。まことに申しわけございませんけれども、ちょっと資料を手持ちで今持ってませんので、また後ほど。

それと、販売については広域のほうで毎年入札を実施をいたしております。以上です。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 資源ごみの売却単価の具体的な額でございますが、20年度に160円であったアルミ缶が21年度では15円、10分の1以下に下がっております。また、スチール缶につきましても20年度6月で40円であったものが2円、または4円ということで、こちらも10分の1以下と。ですから、大幅な収入減ということでございますので、こういった補正でございます。なお、ペットボトルにつきましても38円が9円と、そういった状況でございます。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第29号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第11、議案第30号平成21年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第30号平成21年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案集の29ページを開いていただいたらと思います。

第1条は、歳入歳出補正予算の規定でございます。歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ6,057万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億305万5千円と定めるものでございます。

それでは、先に歳出の補正から内容を説明させていただいたらと思います。

補正予算説明書の39ページを開いていただいたらと思います。

1款総務費でございますが、総務管理費で180万1千円、賦課徴収費で257万8千円、合計で438万8千円の増額補正をして、1,519万円とします。これは、70歳から74歳の高齢者の自己負担額の引き上げが凍結になりましたので、それを通知するため、高齢者受給者証の再交付、それと制度周知のためのパンフレットを作成しまして、945人の被保険者に送付し通知するもので、費用の20万8千円については高齢者医療制度円滑運営事業補助金より措置されております。また、地方税法の一部を改正する法律により、申告分離課税創設、非自発的失業者に対する保険税の軽減、高齢受給者証の再交付、高額療養費支給管理システムの改修に伴う費用として160万2千円と、保険税徴収に伴う改修費257万8千円でございます。

次に、保険給付費は6,421万9千円の減額補正で、合計で15億2,333万9千円とします。当初、被保険者数を4,501人、1人当たりの費用額を28万2,112円と見込んでおりましたが、決算見込みでは被保険者数が180人減の4,321人となり、費用額で3,111円減の27万9,002円となったことによるものでございます。

3款後期高齢者支援金は156万円の増額で、合計2億1,543万6千円とします。当初、後期高齢者の加入者を5,025人、1人当たりの支援金を4万2,528円と病床転換支援金1人当たり26円93銭と見込んでおりましたが、加入者が4,968人、支援金の部分で4万3,323円、病床転換支援金が34円77銭となったものにより、増額補正をするものでございます。

次に、6款介護給付費は財源内訳の変更で、納付金の一部を介護従事者の処遇改善に伴う上昇相当分として138万5千円を国が、介護従事者処遇改善臨時特例交付金として交付されるようになったため、補正予算を行っております。

8款保健事業費は8万3千円の増額補正で、合計4,940万3千円としております。これは、特定健康診査の実施計画の見直しによるものでございまして、1カ月分のレセプトを利用した医療分析をいたします。それに伴う費用でございまして、各保険者の被保険者数で案分したもので、県の調整交付金で措置されます。

9款基金積立金は国保財政調整基金利子でございまして、当初見込みより16万8千円の増になったもので補正をし、合計278万3千円としております。

次に、11諸支出金は平成20年度に実施した制度案内の高齢者医療制度円滑運営事業において補助金が交付されておりましたが、これを精算した結果、超過交付となっていたもの4万1千円を返還するためのものと、直営診療所勘定において内海病院の分が減額となったため255万6千円の減額補正をして、合計3,819万3千円としております。以上、歳出は6,057万5千円の減額補正をし、歳出総額23億305万5千円としております。

次に、歳入の補正でございますけど、予算説明書の35ページをお願いいたします。

3款国庫支出金は補正額2,775万5千円の減額補正で、合計7億8,174万5千円としております。歳出で説明しておりますが、負担金で後期高齢者支援金分の療養給付費分と、補助金で高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、それと介護従事者処遇改善特例交付金が増額となっております。一般被保険者療養給付費負担金が決算見込みによりまして見直したために減額補正となっております。

4款県支出金は、療養給付費の見直しによりまして428万8千円の減額補正をしまして、1億3,214万円としております。

5款療養給付費交付金は21万4千円の減額補正で、合計1億3,214万円としておりま

す。

8 款財産収入は、国保財政調整基金利子が補正前の額より増額となったので、16万9千円の増額補正をしまして、合計278万3千円としております。

9 款繰入金は、一般会計繰入金で一般管理費と賦課徴収費で電算システムの改修費384万3千円の増額と財政調整基金の繰入金3,233万円の減額、合計で2,848万7千円の減額補正をしまして、合計を1億4,874万5千円としております。以上、歳入は6,057万5千円の減額補正で、歳入合計を23億305万5千円とするものでございます。

これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第30号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。午後は1時から再開したいと思います。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 次、日程第12、議案第31号平成21年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第31号平成21年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案集の32ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正の規定でございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正

によるものであります。

それでは、歳入の補正でございますけど、補正予算説明書の47ページを開いていただいたらと思います。

3款繰入金は、当初の見込みより赤字部分が増となったため、国民健康保険事業特別会計からの繰入金が26万6千円の増額となり、一般会計の繰入金は26万6千円の減額となります。繰入金全体では補正額はありません。

次に、歳出でございますが、次のページを開いていただいたらと思います。

1款総務費は、財源更正のみで補正額はありません。以上、歳入歳出補正額はなく、歳入歳出合計額3,891万3千円とするものであります。

これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第31号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第13、議案第32号平成21年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第32号平成21年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案集の34ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正の規定でございます。歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ335万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,757万7千円と定めるものであります。

まず、歳入の補正でございますが、補正予算説明書の55ページをお願いいたします。

1 款支払基金交付金は、174万 5 千円の減額補正で計31万円とします。老人保健事業は平成20年 3 月末をもって終了しましたが、診療報酬の請求は 2 年間の猶予期間があり、今年度12月分までは医療給付費で 4 件、医療支給費で 1 件の請求がありましたが、今後どれだけ請求があるかわからないので、当初見込んだ分の 2 カ月分を残しております。

2 款国庫支出金は116万 4 千円の減額補正をしております。

3 款県支出金は29万 2 千円の減額補正をしております。

4 款繰入金是一般会計からの繰入金で28万 8 千円の減額をし、17万 1 千円としております。

6 款諸収入は再審査でレセプトが減点された場合、老人保健制度が継続されている場合は翌年度以降の診療報酬で差し引かれますが、制度が終了しているため、医療機関から直接町に減点分の診療報酬が支払われるため、雑入で受け入れをするためのもので13万 6 千円の増額補正をしております。

次に、歳出の補正でございます。補正予算説明書の57ページをお願いいたします。

2 款医療諸費は歳入で説明いたしましたが、医療給付費は245万 7 千円の減額で54万 3 千円としております。医療支給費は89万 6 千円の減額で19万 6 千円としております。合計で335万 3 千円の減額補正で、計を76万 1 千円とします。以上、歳入歳出補正額は335万 3 千円の減額補正で、歳入歳出合計額を1,757万 7 千円とするものであります。

これで説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第32号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第14、議案第33号平成21年度小豆島町後期高齢者医療事

業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第33号平成21年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案集の36ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正の規定でございます。歳入歳出それぞれ336万6千円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億642万2千円と定めるものであります。

内容につきましては、説明書により説明します。

説明書の63ページをお願いいたします。

4款諸収入は特別対策補助金として9万7千円の増額補正し、合計60万1千円とをしますものであります。これは、平成20年度に保険料の軽減措置の対象となった被保険者に平成20年10月から特別徴収が中止され、平成21年7月から9月までの保険料第1期から第3期までを普通徴収で納めていただき、10月からの第4期分から特別徴収になることを7月の納付書送付前に口座振替の勧奨と、納付方法等の変更を希望する者は申し出の必要があることを通知するためのダイレクトメールで送る分にかかった費用を補助金で見ることになったものでございます。

5款繰越金は、平成21年4月から5月に徴収した平成20年度分の保険料について、受け入れは平成20年度で受け入れして、支出は平成21年度の後期高齢者医療広域連合納付金として支出するため、前年度繰越金として326万9千円の増額補正をしますものであります。

次に歳出でございます。説明書の65ページをお願いいたします。

1款総務費は、歳入で説明しましたダイレクトメールの費用9万7千円の増額補正をして、合計を353万円とします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度で受け入れした保険料を21年度で納付するもので、326万9千円の増額補正をし、合計を3億234万1千円とするものであります。以上、歳出歳入補正額は336万6千円の増額補正で、歳入歳出合計額を3億642万2千円とするものであります。

これで説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第33号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第15、議案第34号平成21年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第34号平成21年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案集の38ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正の規定でございます。歳入歳出それぞれ2,867万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ15億723万1千円と定めるものでございます。

歳入の補正でございますが、補正予算説明書の71ページをお願いいたします。

3款国庫支出金は介護給付費負担金888万9千円の増、調整交付金272万6千円の増、地域支援事業交付金120万8千円の減により、国庫支出金は1,040万7千円の増とし、合計を3億6,978万7千円とします。これは、決算見込みにおいて事業所の開設などにより介護給付費が増額となったためと、地域支援事業のうち生活機能評価の受審者が計画より少なくなり、地域支援事業費の減によるものでございます。

4款支払基金交付金は、国庫負担金と同じく決算見込みにより876万6千円の増で、合計4億3,106万5千円とします。

5款県支出金も国庫支出金と同様に計算して決算見込みを出したものにより、157万4千円の増額補正をし、合計2億2,745万2千円とするものであります。

6款財産収入は、介護保険給付費準備基金の預金利息でございまして、4千円の減で合計を47万円とします。

7款繰入金介護給付費の増額、地域支援事業の減額のほか、広域で実施しております介護認定審査会の減額になったのと、準備基金を取り崩さなくて精算できたことなどを合計して、675万2千円を増額補正をし、合計2億1,677万8千円とします。

8款繰越金は、20年度の精算により1,468万円の増額補正をし、合計を2,922万9千円とします。以上、歳入は2,867万1千円の増額補正をし、歳入合計を15億723万1千円としま

す。

次に、歳出の補正でございますが、説明書の75ページをお願いいたします。

1 款総務費は、広域で行っている認定審査会を54万9千円の減額補正をし、合計2,882万6千円とするものであります。

2 款保険給付費は、認定者数の増加とデイサービス、訪問介護などの事業所の開設により、利用者が増加したことなどによりまして、決算見込みで介護給付費が増額となったので、3,405万円の増額補正をし、合計14億2,828万5千円を見込んでおります。

次に、77ページをお願いいたします。

3 款地域支援事業費は、特定高齢者施策事業において生活機能評価の受審者数が少なくなったことと、運動機能向上などの参加者が少なくなったことなどにより、483万円の減額補正をし、合計で3,492万円といたします。以上、歳入歳出補正額は2,867万1千円の増額補正で、歳入歳出合計額を15億723万1千円とするものであります。

これで説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 説明書の75ページからなんですが、保険給付費のところで居宅サービス給付が増額になっています。特に、説明の中で居宅介護サービス計画給付というのが大幅にふえてると、居宅介護サービス給付もふえております、6,800万円。そういう状況と、一方予防関係においては減額傾向にあると。特に、地域支援事業のほうの予防関係はこれも減額、先ほど受けるのが件数が少なくなったというふうなことで減額の説明もされておりましたが、高齢者がふえてくる中でそういう需要と供給の関係からして、また給付と予防の関係からして、全体像としてこの増があり、一方では減がありという状況、どのような判断といたしますか、見方をしているのか、もう少し内容的に説明をいただけたらというふうに思います。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 居宅介護サービス給付費で6,800万円、これふえてます。在宅での受けるサービスでございます。この部分につきましては、平成20年度と21年度において、事業所が新たに開設されました。在宅でのサービス、デイサービス、ヘルプ、それと居宅支援等が開設されましたので、そちらの利用者がふえてきたということでございます。

それと、介護予防サービス減額なってます。これは、全体的に予防サービスのほうの利用者1人当たりの利用料、利用率いうんですか、利用状況がちょっと少なくなっております。

す。ほんで、今後平成22年度以降についても、施設サービスのほうで今度は特別養護老人ホームが増床いたします。平成21年度では、これ減額なっておりますけど、私ほう小豆島町の利用者数が減になっております。ですけど、22年度からは多分50床の増床のうち、平成22年度ででき上がってくるのが40床ございます。それで、施設サービスのほうはふえてくるんじゃないかと思っております。

それと、もう一点の地域支援事業費で生活機能評価、運動機能向上、口腔ケアの向上等の介護予防事業、これは利用者が少なくなっております。例えば運動機能向上ですと、当初予算では70人を見ておりましたけど、実際に事業所2カ所に運動機能向上を委託して事業を実施しております。その結果として、決算見込みでは40人に減っております。それと口腔ケア、口腔機能の向上と低栄養改善、これは生活機能評価をやりまして、その中で出てきます次の介護予防の施策事業の中で、口腔ケアと低栄養改善のほうを対象者がいなかったものですから、当初予算で10人組んでおりました。ですけど、これはゼロになっております。ですから、そのときによって生活機能評価をやった時点で、どういうふうな予防サービスをすればいいかということを決めていきますので、若干の動きは毎年のごとく出てくるんじゃないかとは思っております。以上でございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第34号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第16、議案第35号平成21年度小豆島町水道事業会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 議案第35号平成21年度小豆島町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

議案集の41ページをお開き願いたいと思います。

第2条では、当初予算第4条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出に対して不足する額について、昨年6月の補正で当初の2億6,274万8千円に800万円の増額で2億7,074万8千円に補正されておりますが、その額を1,600万円減額して2億5,474万8千円に改めます。同じく、過年度分損益勘定留保資金ですが、当初の2億4,767万1千円は6月に733万3千円増額の2億5,500万4千円に補正しておりますが、その額を1,600万円減額して2億3,900万4千円に改め、資本的収入の予定の一部を補正するものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書の82ページをお開き願いたいと思います。

2条関係について、平成21年度小豆島町水道事業会計補正予算実施計画の資本的収入の欄でございますけれども、1款資本的収入、4項負担金、2目の他会計負担金で1,600万円の増額補正をしようとするものでございます。補正の理由につきましては、昨年6月補正で国の1次補正にかかわる工事の増額補正をいたしました。その補正にかかわる地方財政措置において、地域活性化・公共投資臨時交付金の交付が予定された旨、説明させていただきました。今回、一般会計全体の交付金が確定いたしましたので、負担金として繰り入れる補正を行うものでございます。以上、簡単でございますが、議案第35号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第35号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第17、議案第36号平成21年度小豆島町病院事業会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。病院事務長。

病院事務長（莊野 守君） 議案第36号平成21年度小豆島町病院事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の42ページをお願いします。

議案第36号平成21年度小豆島町病院事業会計補正予算（第3号）でございますが、第2条につきましては収益的収入及び支出の予定額の補正でありまして、収入につきましては、第1款病院事業収益、第1項医業収益の既決予定額25億2,485万5千円に補正予定額719万2千円を加えまして25億3,204万7千円に、第2項医業外収益の既決予定額2億5,176万9千円に補正予定額4,431万4千円を加えまして2億9,608万3千円に補正しようとするものであります。

支出につきましては、第1款病院事業費用、第1項医業費用の既決予定額27億7,270万4千円に補正予定額26万9千円を加えまして27億7,297万3千円に補正しようとするものであります。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正でありまして、収入は第1款資本的収入、第1項負担金の既決予定額1億7,335万千円に補正予定額318万9千円を加えまして1億7,653万9千円に、第4項補助金は新規の項としまして141万5千円を補正しようとするものであります。

支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額の5,119万8千円に補正予定額141万5千円を加えまして5,261万3千円に、第2項企業債償還金の既決予定額2億7,375万9千円に補正予定額637万8千円を加えまして2億8,013万7千円に補正しようとするものであります。

この補正に伴いまして、予算第4条本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,160万6千円を1億1,479万5千円に、損益勘定留保資金等1億1,160万6千円を1億1,479万5千円に改めるものであります。

内容につきましては、補正予算説明書の84ページをお願いします。

補正予算実施計画の収益収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益、第3目その他医業収益の補正予定額719万2千円につきましては、備考欄にありますように国保調整交付金、保険事業分の事業費の確定によりまして286万3千円の減額となりまして、既決予定額505万円が218万7千円に、下の一般会計負担金につきましては一般会計の補正でも説明がありましたが、交付税措置額の増額に伴いまして1,005万5千円の増額となりまして、既決予定額3,981万5千円が4,987万円になります。

2項医業外収益、2目補助金につきましては説明欄にありますように、香川県が新型イ

ンフルエンザ対策として協力医療機関に対しまして新たに補助金制度を設けたものでありまして、空気清浄機4台の購入経費の補助金としまして26万9千円を補正するものでありまして、補助率につきましては10分の10となっております。

下の3目他会計負担金交付金は先ほど説明しましたが、その他の医業収益と同じく交付税措置額の増額によりまして4,404万5千円を増額するもので、既決予定額1億4,359万2千円が1億8,763万7千円になります。

支出の1款病院事業費用、1項医業費用、3目材料費につきましては収入で説明しました空気清浄機4台の購入経費でございます。

次のページ、85ページをお願いします。

資本的収入の第1款資本的収入、1項負担金、1目他会計負担金の補正予定額318万9千円につきましては、下の支出の最後の企業債元金償還金が637万8千円増額になったことに伴いまして、交付税措置額が増加するものでございます。企業債元金償還金の増額の理由につきましては、平成20年度分の民間金融機関からの借入分が当初予算では元金の償還を1年据え置きで予定しておりましたが、借入条件の変更によりまして据置期間がなくなったために元金の償還が必要になったことによります。

4項補助金、1目県補助金は収益的収支でもご説明申し上げましたが、新型インフルエンザ対策としまして、空調機を感染症病棟の4病室とナースステーションへ各1台ずつ、計5台を設置する経費への補助金でございまして、141万5千円を県から受け入れるものでございます。以上、簡単でございますが、ご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 説明書の84ページですが、今回の収益的収支の補正があるわけですが、特に収入のほうが補正予定額が5,150万6千円というふうな形で大幅に収入をふやしてます。それに見合う支出のほうは、これに対して連動してないというふうに思うわけですね。つまり、この収入の大幅な増額は21年度の決算に向けたものとの連結があるのでしょうか。この収入の収益の増というのは、私が思うのはやっぱりマイナスのふえてくる部分を一定この一般会計負担金とか、医業外収益のほうに入ってきた一般会計負担金の額が大きいわけです。ですから、今現在の病院の運営状況が大変な中にあるということというのは皆さん共通認識してるわけで、この関係があるというふうに判断しての補正なんですか、それと全く関係ないんでしょうか。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（莊野 守君） 14番村上議員さんのご質問に答弁させていただきますが、今回の収入の補正はあくまで交付税関係が国のほうで病院事業分についての増額をされたということで、それに伴いまして一般会計からの負担も増額されたということでございます。当初予算の時点での予算編成につきましては、やはり病院事業会計は赤字予算ということで編成しております。今回、収入が増に、交付税関係分が増になるということは決算段階でもある程度プラス面にはなるかというふうには考えております。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 今課長の話聞くと、国のほうの交付税が増額された。こちらのほうの一般会計のほうも負担も増額いうたら、ダブルで増額なる話じゃないんですか。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（莊野 守君） 交付税につきましては、あくまでまず最初に一般会計での歳入となります。支出のほうで病院事業への負担金ということで支出されますので、ダブル計上ということにはならないかと思えます。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） そしたら、支出の項目にもなかったらいかんの違うん。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（莊野 守君） 企業会計の場合ですが、一般会計とは違いまして、歳入歳出が必ず同額に、理想としては望ましいいんでしょうが、ならなければならないということはありません。先ほど申したように、当初予算では、あくまで先ほど答弁しましたように、一番当初の予算編成時で赤字予算ということになっておりますから、国のほうでの普通交付税、21年度から増額に転じた、特に病院事業会計については地域医療の危機的状況ということでの措置であるというふうには考えておりますので、歳出でそれが出てこなければならぬということにはなりませんので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第36号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） お諮りします。

町長から、議案第37号小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、議題とし、先に審議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。議案第37号を日程に追加し、順序を変更し、議題として審議することに決定しました。

ここで追加議案をお配りする間、暫時休憩します。

休憩 午後1時38分

再開 午後1時40分

議長（中村勝利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

追加日程第1 議案第37号 小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定について

議長（中村勝利君） 追加日程第1、議案第37号小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第37号小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、先ほど議決いただきました小豆島町健康生きがい中核施設条例第3条第2項の規定に基づき、財団法人小豆島オーリーブ公園を指定管理者に指定し、小豆島町健康生きがい中核施設の管理及び運営を行わせようとするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（島田憲明君） 議案第37号小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定によります公の施設につきましての指定管理者を

指定することによります議決すべき事項でございますが、総務省の通知によりまして議会の議決すべき事項につきましては、記載のとおり、次の3点となっております。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称としまして、小豆島町健康生きがい中核施設、サン・オリーブでございます。

2、指定管理者となる団体の名称としまして、小豆島町西村甲1941番地1の財団法人小豆島オリーブ公園とするものでございます。

3、指定の期間につきましては、香川県との指定管理の期間を1年残しておりますこと、また他の指定管理の期間との関連もありますことから、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間とするものでございます。これまでの経緯等を勘案し、一体的な管理ができるということで、財団法人小豆島オリーブ公園を指定管理者に指定し、管理及び運営を行わせようとするものでございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第37号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第18 発議第1号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第18、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の案件を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。平成22年3月19日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員井上喜代文。賛成者、

同安井信之。賛成者、同植松勝太郎。

既に議員懇談会で協議が済んでおります小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例でございますが、下に新旧対照表がございます。このアンダーライン部分が今回訂正する部分でございます。

附則、この条例は小豆島町議会議員定数条例の一部を改正する条例（平成21年小豆島町条例第21号）の施行後、初めて招集される小豆島町議会の招集の日から施行する。

提案理由。小豆島町議会議員定数条例が公布され、次の一般選挙から議員定数が16人となることに伴い、常任委員会の構成、名称、所管及び委員定数を変更するとともに、議会運営委員会の委員の数を減員しようとするものである。以上です。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第19 発議第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

議長（中村勝利君） 次、日程第19、発議第2号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 発議第2号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について。

上記の案件を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。平成22年3月19日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員井上喜代文。賛成者、同安井信之。賛成者、同植松勝太郎。

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書。

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ、この訴えは核兵器

廃絶と恒久平和を願う私たちの被爆国民の心からの叫びである。しかし、核兵器はいまだに世界に約2万1,000発も存在し、人類は今なお核兵器の脅威から解放されていない。2000年の拡散防止条約（NPT）再検討会議において、全面的な核兵器廃絶を約束したにもかかわらず2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。

米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有5カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウランを濃縮、拡大するイラン、核実験を強行した北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしている。

よって、国及び政府においては核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開かれる核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなさるべく、核軍縮、不拡散外交に強力に取り組まれることを要請する。

1、国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶を目指す2020ビジョンを支持し、その実現に向けて取り組むこと。

2、非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることに考慮し、暫時世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう、国際的努力を行うこと。特に、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。

拡散防止条約（NPT）遵守及び加盟促進、包括的実験禁止条約（CTBT）早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年3月19日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長。以上。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 字句の問題で細かいところで申しわけないんですが、本文の一番最後のところで、実効ある核兵器廃絶の合意がなさるべくとあるんですけど、なされるが正しいのではないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

議長（中村勝利君） 8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 後ほどまたこれに関しましては訂正をするということで、はい。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第20 発議第3号 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について

議長（中村勝利君） 次、日程第20、発議第3号永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 発議第3号永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書。

上記の案件を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。平成22年3月19日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員井上喜代文。賛成者、同安井信之。賛成者、同植松勝太郎。

永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書。

我が国には永住権を持つ外国人が約91万人生活しているが、永住外国人は地域に密接な関係を持つに至っており、地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるという考えから、永住外国人に地方参政権を付与しようとする動きがある。しかしながら、日本国憲法第15条では公務員を選定し、及びこれを罷免することは国民固有の権利であると規定され、また第93条第2項では地方公共団体のおさ、その議会の議員及び法律の定めるその他の議員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙すると規定されている。この住民の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例では、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であるとしている。したがって、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体のおさ及び議会の議員の選挙権を付与することは憲法上問題があると言わざるを得ない。一方、国籍法第4条では、外国人は帰化によって日

本の国籍を取得することができる」と規定され、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものとする。よって、国におかれては永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう、強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年3月19日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長。以上。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） この意見書に対する質問を何点か伺います。

まず、我が国には永住権を持つ外国人が約91万人生活しているというふうにあります。ご存じのように、小豆郡内、さらには小豆島町内でもいろんな方が、外国の方が生活しております。そういう人たちに対して、今回の法制化に反対する意見書、非常に言ったらがっかりというか、そういうふうな思いを持つものだろうというふうに思います。そういう中で、この小豆島町内においても永住外国人の方、配偶者等でそれらの家族の方は子供さんも学校に通っていると。そういう中で、今回の意見書、この小豆島町内に生活してる人たちに対してどうこれを説明をされるのか、私は伺いたいというふうに思います。

もう一点は、国民固有の権利であると規定されというふうにあります。憲法第15条を引用されております。しかし、この条文からは外国人への参政権は認められないという結論を導くのは非常に無理があるというふうに思うわけです。通説では固有の権利とは国民にだけしか与えてはならない権利というのを意味するものではなくて、国民から奪ってはならない、他人に譲り渡してはならない権利と解釈されています。ですから、外国人に参政権を付与することを禁じた条項と解釈すべきものではありません。それに、憲法で国民と明記されている条項には、納税の義務のように外国人を対象にしたものもあります。例えば、1981年に改定された国民年金法では、それまでの国籍要件が撤廃され、82年から外国人も日本人と同様に国民年金制度に加入できるようになりました。こういうふうなことからしても、国民の固有の権利だというふうな指摘は非常に無理があるというふうに思うんですが、この点について伺いたいと思います。

それと、第3点は住民の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判例を引用されておりますが、しかしこれも同時にこの判決では、地方行政は住民の意思によって運営されているというのが憲法上の制度であって、地方行政と特段に緊密な関係を持っている永住外国人に対して、地方議員と地方自治体の首長についての選挙権を与えることは憲法上禁止されていないという判断も示しております。こういうふうな規定とか引用をされていて、憲

法上問題があると言わざるを得ないというふうに文面には書かれてありますけども、このことについては一方の判断について、どうこれを考えるのか伺いたいと思います。

そして、国籍法第4条もこの中で引用されております。憲法に基づく参政権を取得するためには、国籍法に定める帰化によるべきものであるというふうに明記しております。これは、やはり先ほど言いましたように、現在この地域で生活をしている人たちに対して、非常にこの引用をされてるのは飛躍の論理だというふうに思います。こういうことを、今現在住んでいる方々に対して非情な要求を突きつけているというふうに言わざるを得ないというふうに思います。このことについては、本当に地方レベルにおいても今地方議会なんかでも意見書とか決議がされています。平成の大合併によっても、自治体が少なくなりましたが、964自治体、半数以上、5割以上がこの地方参政権付与の決議なり、意見書というものが採択されている状況があるわけですから、今回のこのような意見書に対して、余りにも国籍法まで引用するというこの意見書について、本当にもう非情な要求を余りにも突きつけているというふうに言わざるを得ないと思います。本当にショックだと思います、こういう人たちにとっては。その点についてどう考えてるのか、伺いたいというふうに思います。4点です。

議長（中村勝利君） 8番井上議員。

8番（井上喜代文君） この問題に関しましては、私たちはこの法制化に反対をする意見書を提出しようとするものでございまして、村上議員さんは賛成の立場でただいま意見を申し上げたように思います。共産党はこの問題に関しては賛成というように伺っております。おのずからスタンスが違うということでございますので、余り言っても意味がないのかなとは思いますが、第1番目に一番難しいと思うのは、日本語の難しさという問題があるかと思います。日本独特のまやかし言葉といいますが、玉虫色という言葉もございまして、非常に解釈が難しいところがございまして、それを生まれて何十年も日本で生活している我々と、外国からぼっと入ってきた人と同じ条件で理解せよと、それを言うほうが間違うとんじゃないかなと、こんなふうに思います。それをわかってあられるんが日本人じゃないかなと、このように解釈をしております。それぞれ最高裁判所の判例とか国籍法というのは、長年日本人として培われてきたものであり、最高裁の判例というのはもう我々としてはこれに準ずるものが当然だと、このように解釈しております。外国人は帰化によって日本国籍を取得することができると明記されておりますから、当然こういう帰化によることが大事じゃないかなというふうに思いますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。14番村上議員。

14番（村上久美君） 非常に残念、この問題については自民党の国会のレベルでもプロジェクトチームをつくって議論したという経緯があるぐらいですから、発議第3号永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書に対して反対討論を行います。

永住外国人への地方参政権付与の問題は、1995年の最高裁判決を契機に国政上の問題となりました。最高裁は措置を講ずることは憲法上禁止されているものではなく、国の立法政策の問題であるとの判断を示しました。その後、運動が高まり、地方議会でも法制化を求める決議が相次いで出されています。日本共産党は、地方自治体の運営は全住民の参加でというのが憲法の保障する地方自治の原則と考えています。この精神に基づき、在日外国人永住者の地方参政権を確立することは民主主義の発展につながるとして、在日外国人の投票権だけでなく、被選挙権、住民投票権などを求める地方参政権法案を1998年12月国会に提出しています。

第1に、在日外国人が外国籍であっても、納税を初めとする一定の義務を負い、地方自治体のサービスも日常的に受け、自治体の密接な関係を持っています。こうした在日外国人は地方自治体に対して多くの意見や要求を持っており、住民自治に担い手になることは地方自治の原則とも合致するものです。

第2に、外国人に対して地方参政権を付与することは、世界の趨勢であり、時代の要請になっているということです。

第3に、日本に歴史問題が背景にあることです。もともと日本国内で外国人参政権の要求が広がったのは、戦前日本の植民地支配によって一方的に日本人に組み入れられ、戦後国籍を選択する権利も与えられないまま、再び一方的に日本国籍を喪失させられた朝鮮、中国人の人々が声を上げたからでした。現在、日本で問われている外国人参政権問題は、こうした日本の過去の行為と切り離して考えることはできません。以上のように、外国人への参政権の付与は地方自治や基本的人権、歴史問題というさまざまな角度から実現が求められていると言えます。以上の理由から、これに対して反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。7番安井議員。

7番（安井信之君） 私は、発議第3号永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書について、賛成の立場から討論いたします。

報道でもありましたように、民主党の小沢幹事長が韓国行って大統領にやりますというふうな、自国の法律を他国にやらせてもらいますというふうな格好でやるというのはいかなものかと思っております。

また、永住外国人の人に対して、その人の国益というふうな形になると日本国ではありません。そういうふうな観点から、私は反対ということで、この反対する意見書について賛成いたします。

議長（中村勝利君） 以上で通告による討論を終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第21 発議第4号 選択的夫婦別姓のための民法改正について慎重な対応を求める意見書の提出について

議長（中村勝利君） 次、日程第21、発議第4号選択的夫婦別姓のための民法改正について慎重な対応を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。7番安井議員。

7番（安井信之君） 発議第4号選択的夫婦別姓のための民法改正について慎重な対応を求める意見書について。

上記の案件を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。平成22年3月19日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員安井信之。同井上喜代文。同植松勝太郎。

選択的夫婦別姓のための民法改正について慎重な対応を求める意見書。

結婚後も夫婦がそれぞれの結婚前の姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案が来年の通常国会に提出される動きがあるとの報道がなされています。私

たちの家庭、家族は古来より祖先と子孫は一つの血と命でつながり、そして夫婦は一心同体、子は宝という心情のきずなで結ばれ、家庭、家族の生活を営んできました。このことは、日本の歴史と文化を貫く根幹であり、生活すべての基準であると言えます。

また、夫婦は親子のきずなを最も大切にする道徳的存在であり、国家社会の基礎的単位である家庭は家族の一体感を高め、同時に社会的に夫婦、親子であることを公に示す役割を持つものであります。しかしながら、夫婦別姓の導入により、夫婦間に生まれた複数の子供の姓について、父親または母親のいずれかの姓を選択できるようにした場合、親子兄弟が異なる姓を名乗ることになり、家族の一体感が損なわれるおそれがあります。世界の大多数の国で維持されているファミリーネームというものがなくなり、他人が見てだれが家族なのかかわからないという不都合が生じるとともに、戸籍や住民票の記載も紛らわしいものとなり、行政現場の混乱も来しかねないと思います。

また、子供が姓を選択する制度、またはどちらかの姓に統一する制度になった場合でも、子供の姓が親の姓と異なる状況を生み出してしまう親子をめぐるさまざまな痛ましい事件が報じられ、家庭崩壊の危機が叫ばれる中、選択的夫婦別姓制の導入は家族の一体感やきずなを損ね、その崩壊を加速、助長するものである。夫婦別姓のため、私たちの家庭、家族が根底から覆され、家族の維持より個人の利便が優先する利己一辺倒の社会となれば、祖先より子孫へというつながりを大切にする精神的伝統は断絶し、高齢者の介護や親族間の扶養義務の思いも薄まり、民俗の伝統文化は急速に変質することが憂慮されます。日本の伝統的文化を守り、国の繁栄と平和な生活と共栄を願う立場から、国においては夫婦親子同姓制を堅持するため、選択的夫婦別姓案につき、慎重に対応することを強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成22年3月19日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長。以上です。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番森議員。

4番（森 崇君） 私も同一の夫婦の姓というのは必要だというふうに思います。しかし、今提案されたいろいろ文章を聞きますと、何かそのことによって人が別れるとか、子供の将来がどうなるとかいうのを少し文章が偏っているように私は思うんです。一体これは、構わんですけれど、どういう考えで、これをするによって日本国民がもう大変なことになるというふうにお考えでしょうか。それだけお聞きします。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 例えがちょっと悪いかもわかりませんが、お墓にしたって自分

とこのお墓というふうなことで先祖からこれから子孫までというふうな一体感が生まれると思います。そういうふうな考えの中で、こういうふうな意見書を出すということは必要ではないかなと思ってそういうふうにやりました。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 今、森さんも言われましたけど、この意見書の文章というのは本当にちょっと問題があると私も思います。それで、すごい一方的な感じがするのと、質問は実際に夫婦別姓ができないために不利益を受けたり、苦痛を受けたりしている女性の方もたくさんいらっしゃるんですけど、そういうことについて十分検討されたのかどうかをお伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） どういうふうな事例があるかというふうなことは、言うたらその人の名前なりが商売なりでずうっと通用している人に関しては、その場の中ではそれぞれの姓というふうな形で行っていると思っておりますんで、その部分が不利益になるというふうな部分にはなっていないのかなと思っております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、この選択的夫婦別姓のための民法改正について慎重な対応を求める意見書の反対の立場で討論を行います。

希望すれば夫婦が違う名字、姓を名乗れる選択的夫婦別姓は世界の流れとなっています。男女共同参画会議の選択的夫婦別姓制度に関する審議の中間まとめも日本以外の主要な先進諸国において、夫婦同姓を強制する国は見られないと認めています。その後、妻の姓を名乗れなかったトルコやタイで法改正をしております。日本は、妻の96%が夫の姓に変えています。改正により、自分でないようで苦痛だ、同一人物と思われず、仕事の機会を失ったなどの不利益をこうむることがあります。一定の職場で旧姓使用は認められてきたものの、パスポートや免許証などは戸籍名が原則で、不便さや不利益は続いています。改姓を避けて事実婚をすれば相続権はなく、子供は婚外子となります。

国連女性差別撤廃条約は姓の選択について、夫と妻に同一の個人的権利を保障すべきだとしています。国際機関は日本政府に民法の男女差別的な条項を見直すよう何度も勧告を

しています。昨年8月には、女性差別撤廃委員会が政府の取り組みが不十分なことは遺憾だとし、早急に対策を講じ、2年以内に報告するよう政府に求めています。法務省、法制審議会は96年に選択的夫婦別姓の導入を答申しました。その後、13年もたつのに実現しないのは政界の中枢に戦前の社会を理想とする人々がいて、家族の一体感を損なうと反対したからであります。この戦前の男性を中心とした家制度の社会を理想とする考え方は、これは時代錯誤であり、男女平等を定めた憲法違反の考え方だと思います。私は、夫婦別姓の導入を慎重な対応などということで先延ばしすることなく、個人の尊厳と男女平等の立場から民法改正が早急になされることを求めるものです。こういう意見書がこの小豆島町議会で出されるということは、本当に恥ずべきことだということを申し上げて反対討論いたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 私は、発議第4号選択的夫婦別姓のための民法改正について慎重な対応を求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。

我が国には、よき風習として親やおじいさん、おばあさんを大切に、子供を慈しみ、孫に愛情を注ぐというものであります。これは、家族愛が国民の根底にあり、それが郷土愛や国を思う心につながるものであると思います。家族のきずなを深めるためにも、氏、先ほど安井議員が言うておりました先祖代々の墓とかいう、そい部分での共通は大切であると考えております。

また、夫婦別姓論者が自分たちの都合だけを考えて子供たちへの悪影響を真剣に考えようとしていないのは、余りにも身勝手ではないかと思えます。平成18年の内閣府世論調査では、夫婦別姓が子供に与える影響はという質問に対して、子供に好ましくない影響を与えるという回答が66.2%もあったと聞いております。日本社会や家族のあり方を根本的に変えることにつながる危惧があります。選択的夫婦別姓のための民法改正には慎重な対応が必要であると考えます。本意見の提出に賛成いたします。以上です。

議長（中村勝利君） 以上で通告による討論を終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、発議第4号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第22 閉会中の継続調査の申し出について

日程第23 閉会中の継続調査の申し出について

議長（中村勝利君） 次、日程第22及び日程第23、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、日程第22及び日程第23を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

町長よりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。町長。

町長（坂下一朗君） 本日は時間をとっていただき、ありがとうございました。

私にとりまして、最後の議会となります今議会におきましても、本日無事閉会を迎えることができました。これもひとえに議員各位の深いご理解とご協力のたまものでございまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

私は、平成9年5月に旧内海町の町長に就任いたしまして、今日まで通算4期、13年間、町政を担当させていただきました。議員各位を初め、町民の皆様から多大なるご指導、またご教示をいただきながら、オリーブを軸としました町の活性化と健全財政の堅持に努めてまいりました。

合併協議では、お互いに勉強しながら譲るべきところは譲る互譲の精神で合併という大きな事業をなし得たことができました。改めて感謝申し上げます。小豆島町になってからは、旧町間の融和を念頭に置きながら、私のモットーであります誠心誠意を尽くして町政運営に当たってまいりましたつもりでございます。

旧町にはそれぞれの半世紀もの歴史がございます。一朝一夕に融和できるという性格のものではございませんが、お互いが譲り合い、またともに歩んで新しい歴史をつくっていくことで、必ずや一体感が生まれ、小豆島町が成り立っていくと、こう思っております。

小豆島町の活性化につきましても、テレビなどのマスコミに多く取り上げられている今がチャンスであります。このチャンスを新町長と議員の皆様方に最大限に生かしていただき、小豆島町の一層の飛躍につなげていただければ言うことはございません。心から念願する次第でございます。

今後は新町長にゆだねまして、私は一町民として静かに見守ってまいりたいと考えておりますが、今日まで議員の皆様方や多くの町民の皆様を支えていただきましたことに改めて深く感謝申し上げますとともに、新町長に対しましても皆様方のさらなるご支援、ご協力を心からお願い申し上げます、私のごあいさつといたします。本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

議長（中村勝利君） 私のほうからもごあいさつを申し上げますので、しばらくお待ち願います。

貴重な時間をいただきまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員皆様の格別のご協力によりまして、平成22年度第1回小豆島町議会定例会がここにすべての日程を終え、閉会することができましたことに深く感謝いたしますとともに、厚くお礼を申し上げます。

さて、坂下町長におかれましては、今任期をもってご勇退されるわけでございますが、旧内海町から4期13年にわたり町政を担われ、その間小豆島町の合併実現など小豆島町発展に大いに寄与されました。改めてここに謹んでこれまでのたゆまぬご努力、ご苦勞に対し、深甚なる敬意を表します。どうか、これからもお体を大切にされ、さらに各方面にわたりご活躍いただきますよう、ご祈念を申し上げます。

また、議員の皆様におかれましては、来る4月22日をもちまして今任期を終えることとなりますが、今任期をもちまして後身に道を譲り、ご勇退をされる方々は感無量の思いがあるかとお察申し上げます。長年にわたり、町政の進展に献身的にご尽力を賜りましたご功績、ご苦勞に対しましては衷心より厚くお礼を申し上げます。

さらに、今回立候補を予定される議員各位におかれましては、来る4月18日投票の町議会議員選挙におきまして、全員が厳しい選挙戦を勝ち抜いて、再びこの議場に元気なお姿をお見せいただき、早く池田、内海の垣根を取り払い、一致協力し小豆島町の発展のために頑張ってくださいと思います。皆様のご健闘を心からお祈り申し上げます。

最後になりましたが、副町長、教育長を初め、町当局の職員の皆様には任期中、温かいご交誼を賜り、ご指導、ご鞭撻を賜りましたことをこの席から厚くお礼申し上げますとともに、皆様方のますますのご健勝、ご活躍をお祈り申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。（拍手）

これをもちまして平成22年第1回小豆島町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午後2時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員